

青森県教育委員会第891回定例会会議録

- 1 期 日 令和5年4月7日（金）
- 2 開 会 午後3時
- 3 閉 会 午後3時28分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室
- 5 議事目録
 - 報告第1号 青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について
 - 報告第2号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について
 - 議案第1号 青森県公立中学校の休日の部活動の地域移行推進計画について・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 6 出席者等
 - ・出席者の氏名
和嶋延寿（教育長）、野澤正樹、平間恵美、戸塚 学、新藤幸子、安田 博
 - ・欠席者の氏名
なし
 - ・説明のために出席した者の職
小坂教育次長、長内教育次長、高橋教育政策課長、早野職員福利課長、嵯峨学校教育課長、吉川教職員課長、木村学校施設課長、小舘生涯学習課長、伊藤スポーツ健康課長、坂本文化財保護課長、外崎高等学校教育改革推進室長
 - ・会議録署名委員
戸塚委員、安田委員
 - ・書記
小林浩一、小路口晶子

7 議 事

報告第1号 青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について

(早野職員福利課長)

令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が地方公共団体にも適用されることとなったため、同日付けで青森県個人情報保護条例が廃止されるとともに、新たに青森県個人情報の保護に関する条例が施行された。

これに伴い、教育委員会を含む県の機関等における法及び新条例の施行のための規則として、青森県個人情報の保護に関する規則が定められたため、旧条例の施行のための規則である青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止したものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、定めたので、御報告する。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

報告第2号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

(吉川教職員課長)

教員採用候補者選考試験における改善事項について御説明する。1点目は、「受験者を確保するための取組」についてである。

まず(1)の「改善の趣旨」である。

本県の教員採用試験は、近年、定年等の退職者の増加などによる採用者数の増加に加え、受験者の減少などにより、最終競争率は低下傾向となっている。特に、小学校においてその影響が大きく、令和4年度実施の教員採用試験では1.4倍となったところである。また、特別支援学校小学部においても小学校と同様に受験者が減少傾向となっている。

本県では、他都道府県等の現職者の受験を促進するため、令和2年度実施の教員採用試験から小学校を受験する他都道府県等の現職者を対象に専門教科試験の免除を実施するなど受験者確保に努めているが、特別支援学校小学部受験者には専門教科試験の免除を実施していないものである。

このような状況を踏まえ、他都道府県等の現職者に対する試験の免除について、改善を図ることとする。

次に、(2)の「実施内容」の①「特別支援学校小学部における他都道府県等現職者の第一次試験の免除」についてである。

特別支援学校小学部の受験者のうち、現に国立学校又は他都道府県等の公立特別支援学校において、正規の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭として小学部で勤務する者であり、試験実施年度末現在で3年以上の小学部の経験を有する者について、第一次試験の専門教科試験を免除するとともに、イのとおり、特別支援学校教諭普通免許状を

有する者は、第一次試験の特別支援教育に関する事項を免除することとする。

次のページを御覧いただきたい。

実施内容の②「小学校及び特別支援学校小学部における他都道府県等現職者の実技試験の免除」については、第一次試験において専門教科試験が免除となった者は、第二次試験の実技試験を免除することとする。

(3)の「実施年度」については、令和5年度実施の令和6年度教員採用候補者選考試験から実施することとする。

改善事項の2点目は、「小学校の専門教科試験の試験時間の見直し」についてである。

まず(1)の「改善の趣旨」である。

小学校の専門教科試験は、専門教科①として、国語、社会、算数、理科の4教科について90分の試験と、専門教科②として、生活、音楽、図工、家庭、体育、英語の6教科について75分の計165分の試験を実施している。

令和4年12月19日の中央教育審議会答申では、令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方として、教職志望者の多様化や教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と安定的な確保等を示していることから、本県においてもより優れた人材の確保が可能となる教員採用が行えるよう、知識再生型から思考力・判断力・表現力等を中心に問うような試験問題としていく必要があると考えている。

このような状況を踏まえ、小学校の専門教科試験について、教員としての資質を適切に評価できるよう試験問題を精選し、試験時間を見直すこととする。

次に、(2)の「実施内容」についてである。

小学校の出題教科については、小学校教員には、前述の専門教科①及び②の10教科の指導力が求められることから、教科数は変更せず、試験時間を110分として実施することとする。

(3)の「実施年度」については、1点目と同じく、令和5年度実施の令和6年度教員採用候補者選考試験から実施することとする。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第2号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県公立中学校の休日の部活動の地域移行推進計画について

(伊藤スポーツ健康課長)

それでは、計画の概要等について、参考資料により説明するので参考資料の2ページを御覧いただきたい。

青森県公立中学校の休日の部活動の地域移行推進計画の「1 策定の趣旨」について、部活動は、学校における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動となっている一方、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。このため、スポーツ庁及び文化庁では、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の維持が困難となる前に、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として新たに地域クラブ活動を整備する必要があることを

示した。

本県においても、今後更に少子化が進むことが見込まれており、スポーツ・文化芸術活動の機会を確保できるようにするためには、地域で子どもたちを育てる体制を構築した上で、休日の部活動の地域移行を推進していくことが必要であり、全ての市町村が足並みを揃えて取り組んでいけるようにするため、「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」を策定するものである。

次に、「2 策定の経過」についてであるが、令和4年12月に学識経験者、学校関係者、スポーツ文化団体等の関係者等で組織する公立中学校の休日の部活動の地域移行推進会議を設置し、令和5年1月から2月にかけて、会議を2回開催し、推進計画（案）を取りまとめた。

その上で、令和5年3月2日から3月31日までパブリック・コメントを実施している。それでは、参考資料の3ページを御覧いただきたい。

パブリック・コメントについては、4名、1団体から12件の御意見をいただいた。

提出された御意見については、「3 区分別件数」のとおり、「部活動の意義や課題、地域移行の必要性」に対するものが2件、「青森県における休日の部活動の地域移行に係る基本的な考え方や取組」に対するものが6件、「その他」が4件となっており、「4 反映状況」については、「部活動の意義や課題、地域移行の必要性」に対する2件について文章修正等としている。

次に、4ページを御覧いただきたい。

こちらは、パブリック・コメントで提出された御意見とそれに対する県教育委員会の考え方となっており、このページの2件について、提案内容を踏まえて修正することとした。

次に、12ページを御覧いただきたい。

こちらは、具体的な修正内容となっており、パブリック・コメントの御意見を踏まえ、「はじめに」として、これまで学校で行われてきた部活動に代わって、新たな地域クラブへの移行を進めることとなった背景や必要性についての記述を追加している。

次に、14ページを御覧いただきたい。

こちらは、推進計画の4ページに記載している「3 青森県における部活動の状況」の「(1) 生徒数の推移」について、中学校の生徒数を示すよう修正した。

次に、推進計画の概要について御説明するので、(資料) 青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画の1ページを御覧いただきたい。

部活動に係る課題については、1の(3)にあるとおり、「少子化が進展する中、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあり、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなること。このことから、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があること」を記載している。

また、これらの部活動の課題に対する国の動向については、2の(1)にあるとおり、スポーツ庁及び文化庁では、令和2年9月1日付けの「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、更なる学校の働き方改革を実現するため、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとし、地域部活動を推進するための実践研究を実施することとした。また、2ページにあるとおり、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定している。

この新たなガイドラインでは、部活動の地域移行に係る都道府県・市区町村の役割として、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組について、休日の部活動の段階的な地

域連携・地域移行を進めることや、3ページにあるとおり、推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、具体的な取組の内容、見込まれる効果等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組むこととしている。

4ページ以降には、「3 青森県における部活動の状況」として、県内の中学校の生徒数は減少が続いており、令和5年度以降も減少が見込まれること、5ページでは、運動部において「1校当たりの運動部活動設置数」が全体的に減少傾向であり、特に団体競技の減少数が大きくなっていること、また、6ページでは、学校単独で大会に参加することが困難な部活動が増え、複数校による合同部活動として活動しているチームが増加していることなどを記載している。

7ページを御覧いただきたい。

ここでは、文化部でも運動部活動と同様に部活動に加入する生徒数が減少していること、また、加入する生徒の多い「吹奏楽部の状況」については、部員数の減少により、これまでコンクール等の中学校部門（大編成）に出場していた部活動が、少人数編成部門への出場に切り替えざるを得なくなったり、コンクール等への参加ができなくなったりするなどの影響が生じていること等を記載している。

8ページを御覧いただきたい。

これらの実態から、「4 青森県における部活動の地域移行の必要性」については、学校の部活動において、生徒のニーズに応じた活動の機会の確保が困難となっており、今後更に少子化が進むことが見込まれる中、生徒のニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するためには、地域で子どもたちを育てる体制を構築した上で、休日の部活動の地域移行を推進していく必要があるとしている。

9ページを御覧いただきたい。

「6 青森県における休日の部活動の地域移行に係る今後の取組等」については、「(1) 基本的な考え方」として、生徒や保護者の理解を得るためにも、県内の各市町村が足並みを揃えて進めていく必要があり、国が改革推進期間としている令和5年度から令和7年度においては、国の事業の活用などにより、各市町村の取組の支援が可能であることから、本県生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に関わることができる基盤を確立するとともに、持続可能なスポーツ・文化芸術の振興が図られるようにするため、休日の部活動の地域移行に取り組むこととしている。

また、「(2) 休日の部活動の地域移行に向けた対応」については、「①青森県の目指す姿」として、「全ての市町村において、部活動の地域移行について検討し、令和7年度末までには部活動ごとの課題と必要な対策を整理した上で、可能な部活動から地域移行を開始する。地域移行の実施が困難な部活動については、当面の対応として、合同部活動等の地域連携の取組を検討することとし、その上で、引き続き地域移行に向けた課題の解消方策について検討する」こととしている。

次に、「②令和5年度から7年度の具体の取組」について、県は、「地域クラブ活動推進に関する市町村担当者協議会」を開催し、国の動向や他県の先進事例・実施方法等について情報共有を図るなど、各市町村の取組を支援することや、10ページにあるとおり、地域クラブが指導者を確保するための人材バンクを設置すること、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の資質向上等に向けて市町村を支援することなどとしている。

また、市町村及び学校においては、休日の部活動の地域移行に向け、検討委員会を設置

し、県の推進計画を参考に、地域移行に向けた推進計画（方針等）を作成すること、作成した推進計画（方針等）については、教職員、生徒・保護者、地域に対して情報を発信し理解を図ること、部活動ごとに、地域移行に係る課題と対策を整理し、可能な部活動から、休日の部活動の地域移行に取り組むこととしている。

ただし、休日の活動の地域移行が困難な部活動については、当面の対応として、多様な活動を実施することや他年代の活動に参加できる体制づくりを含めた合同部活動や地域連携の方法を検討し、その上で、引き続き、地域移行に向けた課題の解消方策について検討することとした。

また、11ページには、令和7年度までの取組スケジュールを一覧にして示している。

推進計画の概要の説明は以上となる。

なお、パブリック・コメントの結果及び青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画については、本定例会で決定後、公表することとしている。

（戸塚委員）

今回、青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画が示され、熟読させていただいたが、それぞれの立場から、令和5年度から令和7年度にかけて取り組んでいくことが理解できた。

近年、GIGAスクール構想を柱とする令和の日本型教育ということで、様々な学校改革が行われているが、部活動の地域移行は、もう一つの大きな波だと思っている。

部活動については、成果の出る事業とは異なるが、我々教育委員としては、教育の目指すものとして、子どもたちが部活動をする機会の均等について重点的に考えていただきたい。そういった中では、計画にも「少子化の中、生徒のニーズに応じた」という言葉が何回も出てきているが、それぞれの地域でバックグラウンドが非常に異なるため、難しいところはあると思う。ぜひ、生徒のニーズに応じたものになっていくように、教育委員会として教育行政的な立場から、今後、支援・指導をしていただきたいと思う。

一方で、国が示したものが県にきて、県の方から市町村へというようになっていくと、対応という形になってしまう可能性がある。一つの対応ではあるが、新しいものをつくっていく、今の子どもたちが将来的なバックグラウンドに対して最適なものをつくっていくという姿勢で取り組んでいただければと思う。

令和5年度から7年度のタイムテーブルが11ページにあるが、その年ごとに様々な成果が出てくると思う。いくつかの成果が集まれば、こういう課題についてはこういう方向性があるということが見えてくると思うため、その辺も情報共有していただきながら、この期間を将来につながるものにしていただければと思う。よろしく願いしたい。

（野澤委員）

この部活動の地域移行推進計画で一番大事なところは、「はじめに」に丁寧に書かれている、地域移行がなぜ必要になってきたかという背景と、そもそもの部活動の意義というところだと思う。年を取った人間からすると、学校で部活動をするのは当たり前で、先生方が部活動を指導するのが当たり前という考え方がかなり根強くあると思うが、そうではなく、学校での教育活動と部活動は、先生方からするとある意味別のものだが、子どもにとっては両方非常に大事であるというその意義と、部活動を担ってきた学校の先生方の今の社会状況の中での背景について、丁寧に書いていることはよいことであると思う。これを父母や地域の方々にも御理解していただき、この状況を共有し、子どもを育てていくと

いう説明を貰いて、折ある度に県教育委員会として市町村教育委員会にも丁寧に指導していただきたい。これはあくまでも数値目標というものではないが、令和5年度から7年度にわたる1つの目標である。その年ごとの状況を踏まえながら計画を推進していくということは大変だと思うが、市町村教育委員会、学校現場、地域、父母の方々の御理解をいただき、青森型の部活動の地域移行を理解してもらえよう努力していただきたいと思う。

部活動というと、一般的な概念としてスポーツの部活動、様々な芸術・文化の部活動があるが、子どもへの意義をしっかりと捉え、地域移行して皆で支えていくということは非常に大事なことだと思うため、丁寧に取り組んでいただきたい。

(教育長)

ほかに御意見等はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。